資料2-2

# スマイルファクトリー

池田市とNPO法人との連携12年

フリースクール等に関する検討会議 (第6回)

平成27年12月22日(火) 池田市教育委員会 池田市教育センター

### 公設民営

# スマイルファクトリー

#### ★ おもなながれ ★

- ・ 公設民営に至った経緯
- 市としてのかかわり
- 委託した教育相談業務のねらい
- 市として感じているメリット
- 市として感じている課題

# スマイルファクトリー

1. 公設民営に至った経緯 H14~15年頃

## ★池田市の事情

不登校解消への新たな方策市立施設の有効活用

### ★NPOの事情

不登校や発達障がいを持つ子どもを支援 活動場所の確保

#### 公設民営

# スマイルファクトリー

2. 市としてのかかわり

## ★池田市はNPO法人「TOYBOX」に対し

- ①宿泊施設「山の家」の指定管理を委託 平成16年4月より
- ② 教育相談業務の一部を委託

平成15年10月より

# スマイルファクトリー

### 3. 施設概要

★池田市立「山の家」 → 池田市の宿泊施設

設立年月:昭和38年10月

立地場所:住宅街のはずれに立地 隣は山林

敷地面積:有効に使える面積は1,000㎡程度

建延面積:680㎡

部屋数 : 宿泊利用できる部屋数は8室 40人宿泊可

平日:ほとんど利用がない→教育相談業務で利用

#### 公設民営

# スマイルファクトリー

4. NPOに託した教育相談業務

### ★ねらい

- ① 学校復帰を前提とした指導や支援
- ② 学校や市教委と連携できること

「池田市いじめ・不登校問題対策委員会」参加 相互の情報共有や訪問、活動報告の市教委提出

③ 学校という枠にとらわれないこと

# スマイルファクトリー

5. 市として感じているメリット

- ★適応指導や教育相談を選択できる 池田市適応指導教室との選択 池田市教育センター教育相談との選択
- ★学校、NPO、市教委が連携し安心感 学校・保護者の寄せる信頼感
- ★スマイルファクトリーへの相談件数

#### 公設民営

## スマイルファクトリー

6. 市として感じている課題

- ★不登校生が増えたらどうなる?
  - →施設規模に対応できないとお手上げ
- ★スマイルファクトリーの経済的安定
- ★「山の家」施設老朽化

# スマイルファクトリー

7. 役目を終えた小学校施設の活用

- ★安全確保のため「山の家」から移動!
  - →旧池田市立伏尾台小学校施設へ
- ★子どもたちが適応できるのか?
  - →ほぼ全員の子どもが施設移転を受け入れ 教室、体育館、運動場でのびのび活動!

注)体育館と運動場は近隣の市立学校第2施設

ご清聴ありがとうございました。

NPO 連携教育相談等支援事業の実施(平成15年6月3日記者発表原稿)

#### 【趣 旨】

教育研究所での相談や適応指導教室の対象者は、何らかの心的要因により、 学校に行きたくても行けない、学校に行く気力を生み出せない児童生徒が主 であり、非行や怠学、障害、病気などにより学校や社会、家庭に適応できな い子どもたちについては、学校と家庭との密なる連携の中で、民間団体など の支援を含み、幅広い多様な対応が望まれる。

そこで、体験活動や共同作業を通し、集団の中での役割意識と責任感、コミュニケーション能力などを養う「場づくり」をすすめる NPO 法人に、教育研究所(適応指導教室)と連携を図りながらこれらの子どもたちに対する「居場所」の提供や相談業務を委託する。

#### 【対象者】

主に教育研究所(適応指導教室)で推進している心的要因による不登校児 童生徒以外の子どもたちやその保護者

#### 【内 容】

以下の活動について、NPO法人と教育委員会が連携する。

- 1. 子どもたちの体験活動の内容の検討や場の設定(山の家の活用)
- 2. 基礎的調査研究(情報の交流、マニュアル等の作成 等)
- 3. 家庭・学校等への訪問活動・支援
- 4. 保護者、教職員への相談や助言

#### 【期待される効果】

- 1. NPOの独自性、機動性、柔軟性が発揮されることにより、学校に適応できない児童生徒(不登校児童生徒など)やその保護者のニーズにあった場が提供される。
- 2. 公教育とNPOとの新しい協働の形態が提示できる。
- 3. 社会教育施設の多面的な有効活用ができる。

#### 【予算額】 4,000 千円

### 資料NPO連携教育相談について

池田市教育センター

#### <目的>

教育センターでの不登校に関わる相談や、「適応指導教室」への入室対象者は、何らかの心的要因により学校生活に不適応を起こし、学校に行きたくても行けない、あるいは学校に行く気力を生み出せないでいる児童生徒である。その要因において、発達障がいや、社会的環境、家庭的環境、親子の関係に潜む複雑な課題が交錯し、学校等からの対応は困難を極める。

そこで、体験活動や共同作業をとおし、集団の中での役割意識と責任感、コミュニケーション能力などを養う「場づくり」をすすめ、社会的自立を総合的に支援している NPO 法人に教育センターや適応指導教室では対応できない子どもたちに対する「居場所」と相談や活動の場を委託する。

NPO の独自性と機動性、柔軟性を活かし、職員の勤務体制や時間に縛られない活動や NPO の持つ広いネットワークを活用した対応等は、公的機関では受け入れにくい対象児童生徒やその保護者のニーズに沿うものと期待される。

したがって、主に教育センター(適応指導教室)で受け入れ可能な心的要因による不登校児童生徒以外の子どもたちやその保護者については、「NPO連携教育相談等支援事業」で対応し、公教育と民間(NPO)との新しい協働の形態を探るものである。

#### <NPOに求める不登校生やその保護者への対応や支援の方向性>

- ① 学校復帰を前提とした指導や支援であること
- ② 学校や教育委員会と連携できるものであること
- ③ 学校という枠にとらわれないものであってよいこと

#### く委託内容>

上記〈目的〉に基づいた不登校児童・生徒対応及び教育相談等。

- ① 不登校児童・生徒の活動の場の設定及びその内容の検討等
- ② 不登校児童・生徒の基礎的調査研究(情報の交流、マニュアル等の作成等)
- ③ 不登校児童・生徒の家庭、学校等への訪問活動・支援
- ④ 保護者、教職員への相談や助言
- ⑤ 報告・連絡など
  - ※事業の実施状況、利用状況等に関する業務日誌、業務月報等を作成し、 教育委員会へ報告。
  - ※教育委員会や学校に対して、児童生徒の状況に関する連絡・報告・助言。